

令和7年度の注意点

- ① 令和7年度から予防接種のみ助成の対象となり、対象者が変わります。

<対象者>

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であり、予防接種を受けていない方

(注) 令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外となります。

- ② 令和7年度からは、磐田市健康増進課へ請求してください。

<提出書類>

- ・ 定期予防接種（風しん第5期）請求書
- ・ 風しんの第5期の定期接種予診票

（有効期限2025年末までのクーポン券を貼付けたもの）

※クーポン券印字の金額はそのままにし、請求書の金額でご請求ください。

上記2点を併せて、実施月の翌月10日までに磐田市健康増進課にご提出をお願いいたします。

※令和7年4月分の請求につきましては、令和7年5月15日（木）までにご提出をお願いいたします。